平成２３年（フ）第１８４１９号
東京都小金井市緑町２丁目12―６―102
債務者　小島　　晶
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４２０号
東京都荒川区町屋１丁目２―15―602
債務者　伊藤　雅彦
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４３０号
東京都足立区大谷田１丁目11―６―202
債務者　鈴木　　諭
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４３６号
東京都目黒区東山３丁目11―11　目黒住宅３号館302
債務者　大盛　美久（旧姓藤山）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４３７号
東京都中野区中野３丁目19―21
債務者　岩満　秀人
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４３８号
埼玉県久喜市青葉１丁目１―25―306
債務者　石川ひろみ（旧姓柳橋）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４３９号
東京都世田谷区池尻２丁目26―５―208
債務者　ムーンスネイルこと　永田　マキ（旧姓小堤）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４４０号
東京都江戸川区中葛西２丁目６―15―310
債務者　熊谷　辰二
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４４１号
東京都江戸川区中葛西２丁目６―15―310
債務者　熊谷　香苗
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４４２号
東京都新宿区舟町13―101
債務者　佐藤　隆昭
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４４６号
東京都江戸川区東小松川１丁目10―25
債務者　中里　照子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４５２号
東京都中野区中央５丁目14―４―508
債務者　金子　優子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４６０号
東京都新宿区須賀町４―13―105
債務者　片之坂惠美子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４６３号
東京都港区港南３丁目９―50―306
債務者　高橋いつ子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８４号
東京都昭島市玉川町４丁目１番３号ハイネス宮腰302号
債務者　幅上　武次
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部